

2月9日 高市総理記者会見から

【憲法改正】国の理想の姿を物語るのは憲法だ。未来を見据えながら憲法改正に向けた挑戦を進める。各会派の協力も得ながら改正案を発議し、少しでも早く賛否を問う国民投票が行われる環境をつくれるよう粘り強く取り組む覚悟だ。

【インテリジェンス】機能強化に取り組む。国家情報局の設置、外国から日本への投資の審査体制を強化する「対日外国投資委員会」設置のための法案を来たるべき国会に提出する。

自民と維新の連立合意から

五、インテリジェンス政策

▽わが国のインテリジェンス機能が脆弱であり、インテリジェンスに関する国家機能の強化が急務であるという認識を共有し、総合的なインテリジェンス改革について協議し、合意した施策について実行する。

▽26年通常国会において、内閣情報調査室および内閣情報官を格上げし、「国家情報局」および「国家情報局長」を創設する。安全保障領域における政策部門および情報部門を同列とするため、「国家情報局」および「国家情報局長」は、「国家安全保障局」および「国家安全保障局長」と同格とする。

▽現在の「内閣情報会議」（閣議決定事項）を発展的に解消し、26年通常国会において、「国家情報会議」を設置する法律を制定する。

▽27年度末までに独立した対外情報庁（仮称）を創設する。

▽情報要員を組織的に養成するため、27年度末までに、インテリジェンス・コミュニティー横断的（省庁横断的）な情報要員（インテリジェンス・オフィサー）養成機関を創設する。

▽インテリジェンス・スパイ防止関連法制（基本法、外国代理人登録法およびロビー活動公開法など）について25年に検討を開始し、速やかに法案を策定し成立させる。

国民民主党「インテリジェンスに係る整備の推進に関する法律案」

第2条 この法律において「インテリジェンス」とは、国の安全の確保、公の秩序の維持及び公衆の安全の保護（以下「国の安全の確保等」という。）に関する政策決定のために必要な情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用（以下「情報収集等」という。）を行うとともに、国の安全の確保等に関する重要な情報を保全し及び我が国に対する不当な情報収集等に対処することをいう。

第6条① 国は、外国による我が国に対する不当な影響力の行使の防止に資するよう、外国の利益を図る目的で行われる一定の活動を把握し及びこれを国民に周知するための当該活動を行う者に係る国への届出制度の創設その他の必要な措置を講ずるものとする。

第7条① 国は、インテリジェンスを適確に実施することができるようにするため、インテリジェンスに関する事務をつかさどる機関及びこれを管理する独立行政委員会の設置を含めた必要な行政組織の整備、関係機関の連携協力の確保その他必要な体制の整備を行うものとする。

第8条① 国は、インテリジェンスを適確に実施することができるようにするため、国の安全の確保等に関する政策決定のために必要な情報収集等に係る手法の拡充その他の必要な措置を講ずるものとする。

第9条 国は、インテリジェンスに係る職務に従事する者及びインテリジェンスに協力する者の安全を確保するとともに、これらの者の適切な処遇を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

第10条 国は、インテリジェンスに関する専門的な知識又は技能を有する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

参政党 スパイ防止関連2法案

<防諜に関する施策の推進に関する法律案>

諜報等

- ① 公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを得るための活動その他の不当な活動であって、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるもの
- ② 虚偽の情報の発信その他の不当な方法により我が国における公職の選挙、国民投票その他の投票又は国若しくは地方公共団体の政策決定に不当な影響を及ぼす活動であって、直接又は間接に、我が国及び国民の安全を害し、又は害するおそれのあるもの

防諜＝諜報等（①・②）であって外国により行われるものによる悪影響を防止すること。

国・地方公共団体の責務

自らの事務・事業に関し防諜のための措置を実施

国：防諜に関する施策を総合的に策定・実施

関係行政機関の連携・協力

地方公共団体：国の施策への協力

基本的施策のうちの「人材の育成・確保」で防諜に係る専門的な知識・技術を有する人材の育成・確保
集中的に講ずべき施策

- ・外国による活動の透明性確保のための制度の創設
外国から指示等を受けた者が行う活動の透明性を確保するため、事前の届出・定期的な報告を義務付け（違反時は処罰）
- ・外国による公職の選挙等に不当な影響を及ぼす行為等に関する罰則の整備
諜報等に対する罰則（実行の着手前の行為の処罰を含む）の整備
- ・内閣情報調査局の設置
内閣情報調査室を内閣情報調査局に格上げ（国家安全保障局と同格を想定）
防諜に関する情報集約・関係機関への提供の事務等を所掌事務に追加
- ・防諜に関する施策の策定及び実施の適正の確保
政府による施策を監察する機関の設置等

対外情報庁の設置に向けた検討

外交・（経済）安全保障・危機管理等に関連する国外の情報の収集・分析を実施する上で中心的な役割を果たす新たな行政組織の設置の検討・必要な措置を政府に義務付け

<特定秘密保護法・重要経済安保情報保護活用法の一部改正案>

適正評価の在り方の見直し

調査事項として①・②を明記

- ①評価対象者の国籍（過去の国籍を含む）
- ②外国渡航・外国居住歴その他の外国との関連性

政府による検討

- ・独立公正な立場の機関による評価の実施
- ・政務三役等（総理を除く）に対する評価の実施
- ・所属歴のある法人・団体についての調査の実施

「外国」への漏洩の加重処罰等

特定秘密・重要経済安保情報（特定秘密等）を

①外国の利益を図る目的等で、②「外国」（外国政府等又はその情報収集活動に協力する者）に対して漏らした場合

⇒取扱業務者・業務知得者の漏えいを加重処罰

⇒不正取得者の漏えいを不正取得罪より重く処罰

⇒上記以外の者の漏えいの罰則を創設

2026衆議院選挙公約

自民党

<インテリジェンス（情報の収集・分析等）>

- ・国家インテリジェンス機能を抜本的に強化します。国家情報会議設置法（仮称）を早期に成立させ、官邸直属の国家情報局を創設します。
- ・対外情報機関を設置します。また、他国からの不当な介入を阻止するため、外国代理人登録法等の関連法制を整えます。

日本維新の会

「国家情報会議」「国家情報局」「対外情報庁」を創設する。
スパイ防止法を制定し、インテリジェンス機能を強化。

維新8策2026

インテリジェンス

インテリジェンスに関する国家機能の強化が急務であることから、令和8年通常国会において、内閣情報調査室及び内閣情報官を格上げし、「国家情報局」及び「国家情報局長」を創設するとともに、令和9年度末までに独立した対外情報庁（仮称）を創設するほか、情報要員を組織的に養成するためにインテリジェンス・コミュニティ横断的な情報要員養成機関を創設します。加えて、インテリジェンス・スパイ防止関連法制について、速やかに法案を策定し成立させます。【12本の矢】

経済安保、サイバー・情報戦力、セキュリティ・クリアランス、衛星、データ、AI等を総合的に強化し、ファイブアイズ（米英など英語圏五カ国による機密情報共有の枠組み）へ加盟できる水準を達成します。インテリジェンス機関の国際ネットワークを広げ、戦争を起こせない国際環境を創ります。

国民民主党

<自分の国は自分で守る>

- ③ スパイ防止を含むインテリジェンス態勢整備推進法の制定と情報機関の統合による情報収集・評価体制の強化
- ⑤ 防衛施設周辺以外も対象とした「外国人土地取得規制法」の制定、自動車盗難対策として自動車ヤード規制法制定

参政党

<日本はまだ間に合う NO！移民国家>

技術流出・情報工作・重要インフラ侵害に備えスパイ防止法を整備。

日本保守党

<3. 安全保障>

11. 「スパイ防止法」の制定、諜報専門機関の設置及び関連法整備。

13. 安全保障上の脅威となる外国勢力による不動産（特に土地）買収の禁止。

日本共産党

<2、「力の支配」を公言するトランプ米政権に追随する大軍拡・戦争国家づくりを許さないー憲法9条を生かした外交の力で平和な日本とアジアを>

(1) アメリカいいなりの「戦争国家」づくりをやめ、「平和国家」に国民を監視し、基本的人権を侵害する「スパイ防止法」に反対します。

社会民主党

<沖縄と日本を再び戦場にさせない！ 憲法を活かした平和外交を！>

現代版の治安維持法である「スパイ防止法」に反対。

れいわ新撰組

言及なし

中道改革連合

言及なし

ツワネ原則

「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則」 2013年6月に南アフリカのツワネで発表50項目からなる。

市民が政府の行動を監視し、政策決定に参加することは、真の国家安全保障や民主的参加を促進するために不可欠。

主なものとして

○情報へのアクセス権： 誰もが公的機関の情報にアクセスする権利を有し、その権利を制限する正当性を証明するのは政府の責務である。

○秘密指定の制限： 国家安全保障上の理由で情報を非公開にする場合、その情報は必要な期間にのみ秘密指定されるべきであり、最長期間を法律で定める必要がある。

○独立した監視機関： 情報の秘密指定や解除をチェックするための独立した監視機関を設けるべきである。

○公益の優先： 情報開示による公益が秘密保持による公益を上回る場合、内部告発者は保護されるべきである。

我が国の秘密保護法関係法には、このような観点は一切ない。